

論文

法律と倫理はどちらが優先するか

—生活の原点から見た法律—

的 場 哲 朗

Gesetz oder Moral?

—Vom Standpunkt des alltäglichen Lebens—

MATOBA Tetsuro

はじめに——生活の原点から考える

「おやま市民大学法学コース」の共通テーマは、「生活の中の法律の原点」となっております。これまでわたしは、教員として法学部に所属してはおりますが、担当科目が倫理学であり直接的には法律の専門科目を担当していないことから、法学部の市民講座である「法学コース」では、企画作りに参加することはあっても、講師としてお話しすることは控えてまいりました。「おやま市民大学法学コース」の主たる目的は法学部の専門知識を広く市民の皆さんに公開する点にあるでしょうし、市民の皆さんもそうした法律の専門知識を強く渴望しておられるものと想像したからであります。ところが今回はそうした自分の信念を撤回し、むしろ積極的に講座

に参加したい(!)と考えております。その理由は後につまびらかにすることにして、ここではさしあたり、統一テーマのいう「生活の中の法律の原点」、とりわけこの「原点」という文言にこだわってみることにしたいと思います。

まずは皆さんと一緒に法律の「原点」というものを生活の中に求め直してみることにしましょう。わたしたちは次の三つの視点からこの問題に接近することにします。

- 1、頻発する「偽装」の問題——倫理的視点の必要性
- 2、法律と道徳の関係
- 3、どちらが優先するか
- 4、倫理的であるとは？

1、頻発する「偽装」の問題——倫理的視点の必要性

最近、法律の「原点」が根腐れを起こし、根底から崩壊しはじめているのではないのでしょうか。

たとえば「一本の樹木」をあげますと、わたしたちの目に見える樹木の幹や枝葉——これらは成文法としての法律ということになりましょう——は昔とすこしも変わらず夏の日差しに生きいきと輝き、たとえ雨や風に打たれようとも、力強く反応しているように見えていますが、その実、こうした幹や枝葉を支えている根のほうはすっかり元気を失って、ほとんど瀕死の状態にあるということでもあります。

ひとつの例を挙げますと、食品偽装の問題があります。食品に関する法律はきちんと整備されておりますし、監視する公の機関も立派に機能し、こうした商品を取り扱っている商店は、当然のことながら、信用ある超一流企業であります。ところが、食品偽造がまかり通ったわけでありまして、おそらくはいまもまかり通っていることでありましょう（もちろん、これは推測もはありますが）。マンションの耐震偽装の場合もそうでした（建築関係に詳しい弁護士の漏らした話では、偽装問題を問題にするとほ

とんどすべてのマンションがこの問題に引っかかるだろうとっておりました)。あのM自動車の問題もそうでした。わたしたちの目に見えるところはどんなに立派で超一流の大企業や大商店だとしても、根っこの方は腐った状態なのです。こんなことを痛いほど思い知らされる事案が多いのではないのでしょうか。

ところが、困ったことに、この根の方はわたしたちの目でリアルに見ることはできません。なんとといっても、地下深くの営みでありますから。

考えてみると、こうした事例は食品やマンションや自動車業界だけに限った話ではありません。我が国の現在の政治の状況も同じような状態ではないのでしょうか。今の首相の支持率はどれくらいあるのでしょうか。与党の政権基盤というものはどの程度のものなのでありましようか。先ほどたとえて樹木を例として出しましたが、実態としては新興住宅地やデパートの屋上に移植されたばかりの樹木の根ほどにも政権基盤の根はついていないのではないのでしょうか。日本の経済もどうでしょうか。一見すると、対ドル、対ユーロ比率では円高と見えながら、日本経済の根幹はいたいどのような状態なのでしょう。昨年の春は、「世界のTの自動車販売台数は今年世界ナンバーワンとなる！」と浮き足立っていたはずなのに、アメリカで経済破綻が起こるや、今年は派遣労働者の解雇や赤字計上と言った問題に遭遇している有様です。

このような、社会全体の根腐れがわたしたちの社会全体の中に生じたのはなぜなのでしょう。根本の原因は何でありましようか。

その理由の一つは、1991年のバブル経済の崩壊にあると思います。バブル崩壊によって、日本の企業の多くが倒産・危機に直面し、日本経済そのものが大きく失速、変貌したことにあることはまちがいありません。企業は、そうした危機的状況の中で、何とか利益を確保したいとの思いで苦肉の策として、非正規雇用の従業員を増やしたり、外国産の安い食材を日本国内産と偽装して販売したりして他社よりすこしでも儲けたいと利益追求に走ったのでありましよう。食料品の賞味期限の改竄、派遣労働者の偽

装請負、マンションなどの耐震偽装などもそうした理由から起きているのだと想像されます。そこにあったのは、「背に腹は代えられない」といった気持でありましょう。もちろんこうした事例は法律違反であり、これが発覚すれば、罰せられますし、世間からは厳しく非難されます。

では、その法律はどのような状態だったのででしょうか。偽装「事件」が起こっている最中、法律はどのように機能し、どのような監視機能を果たしていたのでしょうか。悲しいかな、ちゃんと機能していました。いや、むしろ立派すぎるくらいに機能しており、けっして瑕疵はなかったのです。わたしたちは日常生活の中で信号を守りますし、税金を払い、何か事件が起きれば警察が動き出します。法律は日常生活の中で普通に機能し、わたしたちはこうした法律に常日頃守られております。法律を遵守し、また法律に守られているからこそ日常生活はうまく機能していますし、わたしたちは安心して生活しているわけです。しかしどうでしょうか、そうした安心感もどこかで危うくなってきているのではないのでしょうか。秋葉原事件、足利事件に対する警察の対応ぶり等々。法律は以前とすこしも変わることなく立派に機能し、新設されたり改正されたりしているにもかかわらず、そうした不安感は——これはわたしひとりの感覚ではないと思いますが——むしろ増していると思えてなりません。

それはなぜなのでしょう。産業の側にも、監視する側にも、わたしたち国民の側にも、法律は守ればいい。法律に適っていれば、ほかは何をしてもかまわないのだ、という空気が漂っているということではないでしょうか。きわめて形式的、きわめて外面的な姿勢です。「木に鼻を括った」ような姿勢です。

こんな風にいうと、「何を今更そんな青白いことを並べて！」と馬鹿にされてしまいそうです。もちろん、わたしもそうした叱責が帰ってくるだろうことは承知しております。しかし皆さん、先ほど挙げた企業がマスコミや世間からどれほど厳しい批判を受けたのか、思い出してください。そうした非難の結果、廃業や倒産にいたった企業は多いのです。廃業になら

なくても、長期の営業不振に陥り、信用回復に長い時間と努力を要しているのです。そうした厳しい世間の目やマスコミの目とはいったい何でありましょうか。そうした偽装をしたことに対する「法律」の処罰の声ではなくて、そうしたことを行う企業の「考え方」、つまり「姿勢」を糾弾する声であり、まさしく「人間性」なのであります。「罪を償えばそれでいいのか」、「罰金を払えばそれでおしまいなのか」、「謝罪で済まされるのか」。こういった非難です。人間としての責任、つまりは、「道徳」というものが問われているのです。今真剣に求められているのはまさしく「道徳」の問題なのです。

では、法律と道徳はどのような関係にあるのでしょうか。法律と道徳は同じものなのでしょうか。法律と道徳が違うとすればその違いはどこにあるのでしょうか。早速この問題を皆さんと一緒に考えてみることにしましょう。

2、法律と道徳の関係

基本的なところから話を進めましょう。

法律ないし法は *nomos* (ギリシャ)、*ius* (ラテン)、*law* (英)、*Recht* (独)、*Gesetz* (独)、*droit* (仏) と言われます。そして「社会あるところ法あり」(*ubi societas ibi ius*) といわれるように、人間の共同生活にとって不可欠の決まりであります。人間の行為の規範であります。これに対して道徳は *moral* です。これもやはり、人間の共同生活にとって不可欠の規範であります。人間の行為の規範であります。当然ここでその同一点と区別点を明らかにする必要があります。

まずは、法と道徳は同だという意見があります。こうした主張は自然法論者が中心となって展開しています。自然法 (*natural law*) は歴史的・民族的に制約されている実定法 (*positive laws*) を越えた永久不変の人倫の道であり、したがって実定法は自然法——つまりは道徳——を基礎とすべきで、これと抵触する法は真正の法ではないと主張するのです。法の本質

は直接的に道徳に求められる。こうなると、法は道徳に解消されてしまい、実定法の存在根拠はなくなってしまいます。しかし実際問題、自然法の体系を構築するとなると、人間の本性をどのように考えるかによってさまざまに違った意見が出てきて、万古不変の自然法の体系を構築することなど不可能となってしまいます。ここで当然のこととして、法と道徳は区別すべきだという意見が出てきます。その代表がドイツの哲学者カントであります。

ここでカントの主張に耳を傾けながら、法律と道徳の違いについて考えてみることにしましょう。

法律はまず、文字で書かれており、六法全書などに体系化されております。これに対して道徳は文字で書かれておりませんし、一冊の書物として体系化もされておられません。

次に法律は国会などで議決して決められますが、道徳は国会などで議決するものではなく、個々人の内なる良心の声からできております。こうした内なる良心をカントは「内なる法廷」と呼んでいます。そういう意味から言えば、法律は「外なる法廷」ということになりましょう。

さらに法律は国家権力によって制定され、これを犯すと外的強制・暴力が加えられます。法律はその意味で外的強制力を含む規範といえましょう。それに対して道徳にはそうした外的強制力は伴いません。その代わりに、道徳を破った場合、良心の呵責といったものが伴ってきます。

最後に法律は、結果として法律に合致すれば何ら問題はありません。たとえば交通違反をしたとします。当然罰金が課せられますが、その際、喜んで払おうが、怒って払おうが、罰金さえ払えば問題になりません。法律では、動機の間は関係なく、結果的に法律に合致すればよいのです。つまり、適法性 (Legalität) が問題です。これに対して道徳は義務遂行の内面的動機を直接の関心事とし、結果の間は問いません。たとえば、友人が池で溺れていたとします。こんな場合、何とか助けようとし、しかし仮に友人を助けることができなかったとしても、道徳的には問題は

ありません。というのも、道徳では結果ではなくて、助けようという動機、自発性が重視されるからです。法律は適法性、つまりは外面性、道徳は自発性、つまりは内面性という大きな違いがあるのです。

では、法律と道徳では、どちらが優位を持つのでありましょうか。当然、処罰という点からすれば、法律を尊重しなければ国家権力によって暴力が行使されますから、法律は大切です。しかし、法律を守るという自発性が欠落していたとすれば、法律は存立の基盤を失います。たとえば契約というものも、これを守るという自発性がなかったなら、そもそも成り立たないことになってしまいます。とすれば、法律の基礎にも、契約の基礎にも、つねにこれを守るという道徳意識が隠れていることになりまして、こうした道徳意識が欠落しては、法律というものはそもそも成り立たないということになってしまいます。

法律は道徳に基づき、道徳を欠いては法律は成立し得ないのです。法律は道徳に裏打ちされ、道徳に裏打ちされない法律はその存在基盤、つまりは意味を失ってしまいます。

法案は無事国会を通過したが、その後実効性を失った法律、あるいはすぐに改正ないし廃止された法律はたくさんあります。最近の例で言えば、「後期高齢者」などという表現をした法律などがそれに当たるでしょう。

法律は大切である。しかしこれを守ろうとする自発性、つまりは道徳意識はもっと大切だということになりましょう。

さらに、考えてみてください。先ほど、法律と違って、道徳の場合は外的処罰はないといった趣旨の話をしました。しかしそうでしょうか。警察や検察が動かなかつたとしても、世間の目というものが黙っておきません。先ほどあげた、食品偽装やマンションの耐震偽装の場合でも、「邪悪なことをやった」とマスコミが書き立て世間は彼らを厳しく責め立てております。そうした結果、彼らは法の処罰よりもはるかに大きな罰を受けることになりました。ご存知のように、食肉業者のMホープや船場Kは倒産しましたし、マンション偽装のAも倒産し、M自動車も信用回復のために

多大な犠牲を払っております。社会的信用や責任を無視した結末はじつは恐ろしい「天罰」が待っているのです。

3、どちらが優先するか

では、どちらが優先するのでしょうか。答えはもう出ております。

わたしたちは法治国家に生活する以上、当然ながら、法律を守ることは大切な義務であります。しかし、法律を守っているからといって、法律に合致しているからといって、その裏で悪いことをしてしまうと、法律で裁かれることよりもはるかに大きな力で断罪され、人間性そのもの・社会的信用そのものを失ってしまうのであります。

古代ギリシアにソフォクレス（497/96-406）という詩人がおりました。彼は悲劇「アンティゴネー」の中で、人為的な法（nomos）と自然の法（physis）、簡単に言えば、わたしたちがまさしく今問題としている、法律と道德の関係について興味のある物語を書いております。ざっとその筋を話せば次のようになります。

テーバイの王クレオンは、攻め寄せてくる敵の屍を葬れば死刑に処するという法律を作り、これを公布します。主人公のアンティゴネーはオイディプスの娘ですが、彼の兄の一人ポリュネイケスは敵方に与して倒れてしまいます。敵方に回ったとはいえ、自分の兄ですから、アンティゴネーは自分の兄のお葬式を何とかしてあげたいと思います。しかし王クレオンの法律があります。兄に対する自然な感情に従うべきか、それとも法の公布した人為的な法に従うべきか、彼女は苦しみますが、結局は自分の自然な感情——自然の法——に従います。しかし、これが発覚し、彼女は王の前に引き立てられます。そして王は自分の作った法律を知らないのか、と彼女に詰め寄ります。そこでアンティゴネーは次のように王クレオンに向かって返します。

アンティゴネー「知っていましたが、なぜ知らないわけがありまし

て。公なことを。」

クレオン「ではそれなのに、大それた、その掟を冒そうとお前はしたのか。」

アンティゴネー「だっても別に、お布令を出した方がゼウスさまではなし、彼の世をおさめる神々といっしょにおいで、正義の女神が、そうした掟を、人間の世にお建てになったわけでもありません。またあなたのお布令にそんな力があるとも思えませんもの、書き記されてはいなくても揺るぎのない神々がお定め^{きま}の掟を、人間の身で破りすてができようなどと。

だってもそれは今日や昨日のことではけっしてありません、この定^{きま}りはいつでも、いつまでも、生きているもので、いつできたのか知っている人さえないのですわ。…」^②

アンティゴネーは、人間クレオンが作った人為的な法律よりも自分の自然な感情、永遠に生きている自然の掟にしたがいますと応えるわけです。当然ながら、王クレオンは烈火のごとくに怒ります。しかも、アンティゴネーは、「あなたのお布令にそんな力があるとも思えませんもの」と言うてのけるわけですから、怒り心頭に発します。

こうしてアンティゴネーは刑場に移送されます。ところが、息子ハイモン^①の様子がおかしいことにクレオンは気がつきます。そうか、息子の婚約者とはアンティゴネーのことだったのか、と気がつきます。しかし、あの息子の性格からするととんでもないことをしでかすかも知れない。そこで伝令を飛ばして、アンティゴネーの処刑を取りやめさせますが、しかし時はすでに遅く、最愛の息子ハイモンは自害して果てていました。王クレオンは後悔します。自分は、人間の自然な感情を力尽くで抑えようとして自分勝手な法律をこしらえていい気になっていた。その結果は、自分の最愛の息子を失うことになるとは…。「ああ、ああ、人間のする労苦は何と惨めな労苦か。」^③

息子ハイモンを失ったクレオンに向かってコロスは次のように歌います。

「命死ぬ人間の身に、定められている運命を免れる途はないのですから。…^{おもんばかり}慮をもつというのは、仕合せの何よりも大切な^{もとい}基、また神々に対する務めは、けっしてなおざりにしてはならない、驕りたかぶる人々の大言壮語は、やがてはひどい打撃を身に受け、その罪を償い終えて、年老いてから慮りを学ぶのが習いと。」^④

人為の法律などを作って、自然の掟に従わない者は運命の神モイラが追いかけてきて、必ずや痛い目に遭わせないでは置かないよ、とソフォクレスは大団円を迎えさせるのです。

ここで再びカントに登場して貰うことにしましょう。カントは『道徳形而上学原論』の冒頭で次のように述べております。

「わたしたちの住む世界においてはもとより、およそこの世界の外でも、無制限に善と見なすことができるものは、善意志 (ein gutter Wille) のほかには考えることはできない。知力、才気、判断力などばかりでなく一般に精神的才能と呼ばれるようなもの、——あるいはまた気質の特性としての勇氣、果斷、目的の遂行における堅忍不拔などが、いろいろな点で善いものであり、望ましいものであることは疑いない、そこでこれらのものは、自然の賜物と呼ばれるのである。しかしこれを使用するのは、ほかならぬわたしたちの意志である。意志の特性は性格であるといわれるのはこの故である。それだからこの意志が善でないと、上記の精神的才能にせよ、あるいは気質の特性にせよ、きわめて悪性で有害なものになりかねないのである。」^⑤

無制限に善と見なすことができるものは、わたしたち各自の持っている主体的な「善意志」以外にないとカントは述べております。カントはこの

引用文の最後に、「この意志が善でないと、上記の精神的才能にせよ、あるいは気質的特性にせよ、きわめて悪性で有害なものになりかねないのである」と付け加えておりますが、これはそのまま法律と読み替えても同じであります。つまり、善意志が善でないと、法律がどんなに立派だとしても有害なものになりかねない、と。

ソフォクレスもカントも——そこに2000年の時の流れがありながら——同じく人間の内的な主体性の方が大切であると語っております。

4、倫理的であるとは？

法律よりも道徳を大切にしなければならない。どんなに法律が立派なものであったとしても、道徳が優先しないとしたら、法律はとんでもないものになりかねないのです。そんな趣旨で話を進めてきました。

しかしここまで話を進めてきて、ここでわたしはわたしの話の困難を正直に吐露せざるを得なくなります。

これまでの話からお分かりのように、わたしはただ、道徳的なこと、道徳の大切さをただただ叫んできただけで、その重要性を証明はしてはおりません。一応の証明らしきこと——とはいっても、カントやソフォクレスの主張をただ「紹介した」だけのことですが——はしましたが、それも法律と結びつけて「こうなりますよ」、「ああなりますよ」と記述しているだけで、樹木の根の話をしたのも、正直な話、苦し紛れの戦略であります。

なぜそのような中途半端な話になったのでありましょうか。わたしにその能力がないからでありましょうか。たしかに、わたしにはその能力がありません。しかしこの無能力は、わたしだけ問題ではなくて、むしろわたしたちの言葉や論理の限界にあると言った方がいいのです。言葉でこれ以上論じることは無理だということです。言語や論理で語るができないからこそわたしは素直にたとえ話や物語の例や哲学者の言葉を引いたのです。

「倫理」という問題に言及してウィットゲンシュタインは『論理哲学論

考』の中で、「倫理が言い表し得ぬものであることは明らかである。倫理は超越論的である。(倫理と美はひとつである。)」と述べております^⑥。言い表すことができないのですから、「語りえぬものについては沈黙せねばならない。」^⑦ということになります。彼はそのような沈黙すべきものとして「倫理」以外に「美的なもの」、「神」、「神秘的なもの」も挙げております。わかるものにはわかり、わからないものにはわからないということになりましょうか。沈黙しなければならぬからといってウィトゲンシュタインは論理的な事柄だけが生起するとは断じているわけではないのです。倫理や美的なものや神や神秘的なものがあるということ——まさしくこれこそ驚きであり、「ここに神秘がある」^⑧と彼は言うのです。『哲学探究』では、「哲学は実際の言語使用をけっして侵害してはならない。つまり哲学は結局のところそれをただ記述することしかできないのである。なぜなら哲学はそれを、根拠づけることもできないのだから。哲学はすべてを、そのあるがままにしておく。」^⑨ (PU124) と述べております。

何か神秘的な話になってしまいました。言葉や論理では表現できないものがあるなどというわけですから。実際、わたしたちの周りを見回しても、存在しているのは事物ばかりであり、存在しているものばかりでありますから。

興味あることに、ハイデッガーも、表現の仕方は違っていますが、ウィトゲンシュタインと同じようなことを述べています。二人は現代哲学を代表していますが、興味あることに二人とも同じ年(1889年)に生まれております。そのハイデッガーは、わたしたちの時代は存在している事物ばかりを論じて、これを超越した絶対的な存在を忘却してしまった暗黒の時代だと述べ、次の時代の思索の課題は存在者ではなくて存在を思索することだと述べております。

「それにしても、存在とは何か。存在とは存在そのものである。このことを経験し言い示すこと、これこそ将来の思索が学ばなければな

らないことである。」^⑩

こんな風に現代哲学を代表する二人の言葉を引いてもわかりにくいと思いますから、最後に中国の思想家・孟子の言葉を引くことにしましょう。

孟子は、事実として私たちの中に道徳的なものが隠れていることを次のような物語で説明しています。

一頭の牛が供犠のために引き連れられて横切っていくのをある王が目にしたとき、この動物のおびえた様子に忍びず、王はこの牛を放すようにと命じたのです。王は苦しんでいるのを目の当たりにすることに「忍び」なかったのです。幼い子供が井戸に落ちるのを目の当たりにしても、わたしたちは助けたいと思うでありましょう。そこから孟子はどんな人にも道徳的な感情、つまりは惻隱の情というものがあると断じるのです。

「人みな人に忍びざる（哀れみ）の心あり。…惻隱（可愛そうと思う）の心は、仁の端なり。羞惡（しゅうお）の心は、義の端なり。辞讓（譲り合い）の心は、礼の端なり。是非（善悪を判断する）の心は、知の端なり。」（『孟子』公孫丑篇）^⑪

孟子は惻隱の情と表現しますが、しかしそれは目で見ることができものではありません。フランソワ・ジュリアンは孟子のこの一節を説明して、「他者の不幸を前にした忍びざる感情を特徴づけるのは、それがいかなる計算から生じたものでもなく、いかなる反省の対象でもなく、その反応が自然になされているということだ」と述べているが、これこそウィットゲンシュタインの言葉を使えば「神秘」、ハイデggerの言葉を使えば「存在」ということになりましょう。そんなものが私たちの中に生起しているということなのです。

最後にもう一度、樹木の例に戻りたいと思います。

樹木というわたしたちは目で見、手で触ることができる幹や枝葉だけをイメージします。しかし、そうした幹がすくすくと伸び、枝葉が旺盛に広がるためには、わたしたちの目で見ることができない、手で触ることのできない「根」によって支えられているのです。このことをわたしたちは今あらためて知る必要がありますし、同時にまたその根がけっして安易にできているのではなく、もがき苦しみ、悪戦苦闘してできているのだということも実感する必要があるのです。

注

- ①、本論文は、小山市主催の市民講座「おやま市民大学法学コース：『生活の中の法律の原点』」（2008年7月30日、水）で読み上げた原稿を加筆・訂正したものである。
- ②、ソフォクレス「アンティゴネー」（ギリシア悲劇全集Ⅱ、呉茂一訳、人文書院1960年）142頁。
- ③、同上、168頁。
- ④、同上、170頁。
- ⑤、カント『道徳形而上学原論』篠田秀雄訳、岩波文庫、1960年、22頁。
- ⑥、ウィットゲンシュタイン『論理哲学論考』野矢茂樹訳、岩波文庫、145頁。
- ⑦、同上、149頁。
- ⑧、同上、147頁。
- ⑨、ウィットゲンシュタイン『哲学探求』
- ⑩、ハイデッガー「ヒューマニズムについての書簡」
- ⑪、小林勝人訳注『孟子（上）』岩波文庫、1968年、140頁。
- ⑫、フランソワ・ジュリアン『道徳を基礎づける』中島隆博、志野好伸訳、講談社現代新書、24頁。

（本学法学部教授）